

令和8年度「浦添市高等職業訓練促進給付金」募集要項

高等職業訓練促進給付金とは

浦添市内にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父の就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るため、予算の範囲内において修業期間中に高等職業訓練促進給付金を、修了後に修了支援給付金を支給する事業です。

1 支給の対象となる方	<p>浦添市内にお住まいの20歳未満の児童のいる母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての要件を満たす方。</p> <p>①児童扶養手当の支給を受けている、または、同様の所得水準にある方 ※ただし、所得水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。</p> <p>②養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方</p> <p>③仕事または育児と修業の両立が困難であると認められる方</p>
2 対象となる資格	<p>看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、 その他市長が認める資格(例：柔道整復師、鍼灸師、精神保健福祉士、言語聴覚士など) ※上記に記載がない資格も対象となる場合があります。まずにご相談ください。</p>
3 支給額	<p><input type="checkbox"/>訓練促進給付金 市町村民税<u>非課税世帯</u> 月額100,000円（養成課程修了までの最後の12月は月額140,000円） 市町村民税<u>課税世帯</u> 月額70,500円（養成課程修了までの最後の12月は月額110,500円）</p> <p><input type="checkbox"/>修了支援給付金 市町村民税<u>非課税世帯</u> 50,000円 市町村民税<u>課税世帯</u> 25,000円</p>
4 募集期間	<p>令和8年4月1日（水）～4月30日（木）</p> <p>※申請前の事前相談（1時間程度）が必須です。 予約受付時間をご確認のうえ、まずは事前相談の日程を予約してください。 事前相談は募集期間以前でも受付しています。 事前相談がお済の方は、提出書類を揃えて予約のうえ来庁してください。</p>
5 予約受付時間	<p>平日（祝日除く） 9：00～17：15（12：00～13：00 昼休みを除く）</p>

6 提出書類	事前相談時に配布いたします。
7 留意事項	<p>以下に該当する方、該当が見込まれる方は対象外になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○過去にこの給付金を受給したことのある方(他市町村での受給を含む。) ○職業訓練を受講し、求職者支援制度の職業訓練受講給付金を受けている方 ○職業訓練を受講し、訓練延長給付を受けている方 ○専門実践教育訓練で、教育訓練支援給付金を受けている方 <p>※審査会において、予算範囲内で支給の可否を決定します。 申請によって必ず受給できるものではありません。</p>

【問い合わせ先】 浦添市役所 こども未来部 こどもえがお課
母子父子係 高等職業訓練促進給付金担当
TEL (098) 876-1730 【母子父子係直通】